

# 社会福祉法人池田町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成 28 年 12 月 19 日制定

## (目的)

第 1 条 この規程は、の定款第 2 5 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員)

第 2 条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

## (報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、役職に応じ次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 会長には別表 1 により報酬の支給及び費用を弁償する。
- (2) 会長以外の理事及び監事には報酬を支給しない。ただし、法人業務を行う場合に別表 1 により費用を弁償する。

## (報酬等の支給方法)

第 4 条 会長の報酬は次により支給する。

- (1) 報酬は当該年度の末日までに支給する。
- (2) 年度の途中において就任又は退任した時は、その日の属する月の初日在任を基準日として、月割りにより計算した額を支給する。
- (3) 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

## (改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## (補則)

第 6 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 附則

1. この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。
2. 社会福祉法人池田町社会福祉協議会会長の職にある者の報酬に関する規程は、平成 2 9 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

## 別表 1 (第条関係)

項 目	支給対象	金 額
報酬	会長	年額 1 2 0, 0 0 0 円
費用弁償	全理事及び監事	日額 2, 0 0 0 円